

石巻市監査委員告示第5号

平成22年3月19日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した行政監査の結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年4月21日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 誠 志

21石道第431号
平成22年4月16日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 龜山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成22年3月18日付け石監第38号で報告のあったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

監 査 結 果	措置（改善・検討）状況
1 使用料の算定に当たり取扱いを統一されたいもの	公共物使用許可の事務については、平成17年度の市町村合併により、市町毎に異なっていた条例を一本化し、新市の条例を制定しましたが、担当者への周知徹底が十分にされていなかったことなどから、旧市町時の通例等を適用するなど、事務事業の統一化が図られておりませんでした。 今後は、早期に実態調査や許可関連文書の整備を推進し、適正な許可事務を行う為の基本となる規定の制定や事務マニュアルを作成し監査結果の指摘を反映させた改善に努めてまいります。
2 使用料を減免するに当たり取扱いを統一されたいもの	
3 使用許可期間について、運用方針を統一されたいもの	
4 申請書類や使用状況の確認を適切に行うべきもの	
5 文書の管理を適切に行うべきもの	
6 使用料の算定を適切に行うべきもの	